

第2期  
毛呂山町子ども・子育て支援事業計画  
〔令和2年度～令和6年度〕

概要版



令和2年3月  
毛呂山町

## 計画策定にあたって

国では、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」を制定し、少子化への対応や子育て支援の対策を進めています。

町では、これらの方針に基づき、今後5年間に取り組むべき子育て支援施策の指針となる「第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」を併せ持つものです。

計画の策定にあたっては、就学前や小学生のお子さんがある家庭を対象としたアンケート調査を実施して、子育て家庭の実態や子育て支援に対するニーズの把握などを行いました。また、子育て中の保護者、子ども・子育て関連事業者、学識経験者等からなる「毛呂山町子ども・子育て会議」において、計画内容の検討を行いました。

町では、この計画に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていきます。

## 計画の期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定	第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画				

## 本計画の基本的な理念と視点

### 子ども・子育て支援事業計画

#### 子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



### 次世代育成支援行動計画

#### 次世代育成支援対策推進法の基本理念

- 次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

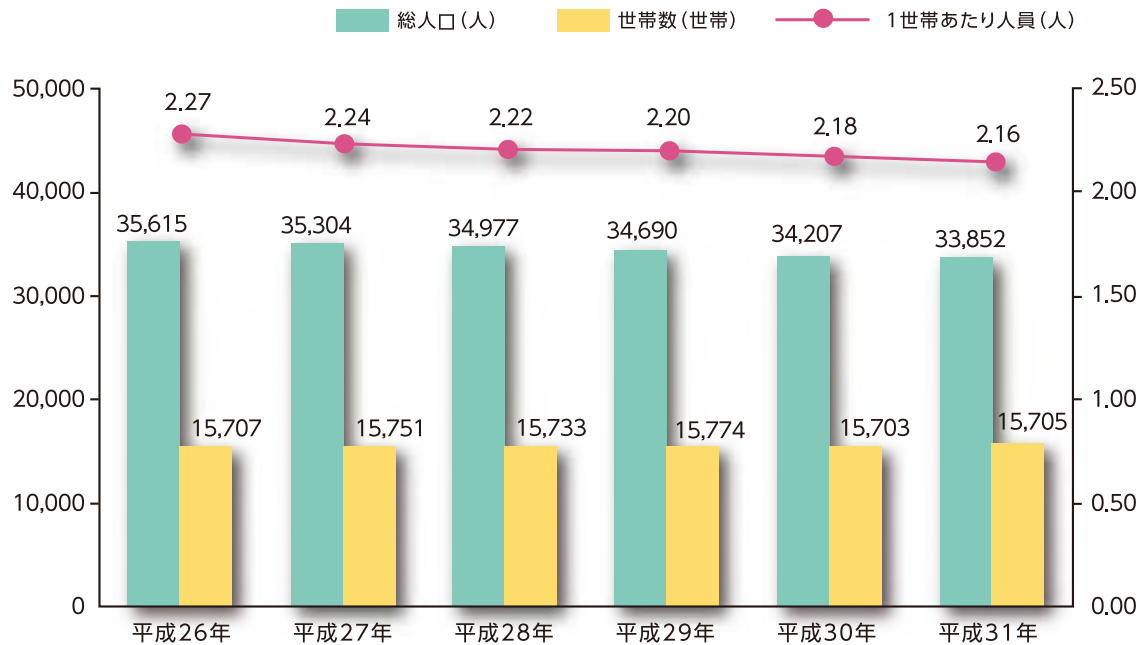
#### 国が示す計画の基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点
- (10) 地域特性の視点

# 町の人口と子ども数

町の総人口は、平成26年は35,615人でしたが、平成31年には33,852人となっており、減少傾向にあります。一方、世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、1世帯あたりの人員は緩やかに減少しています。

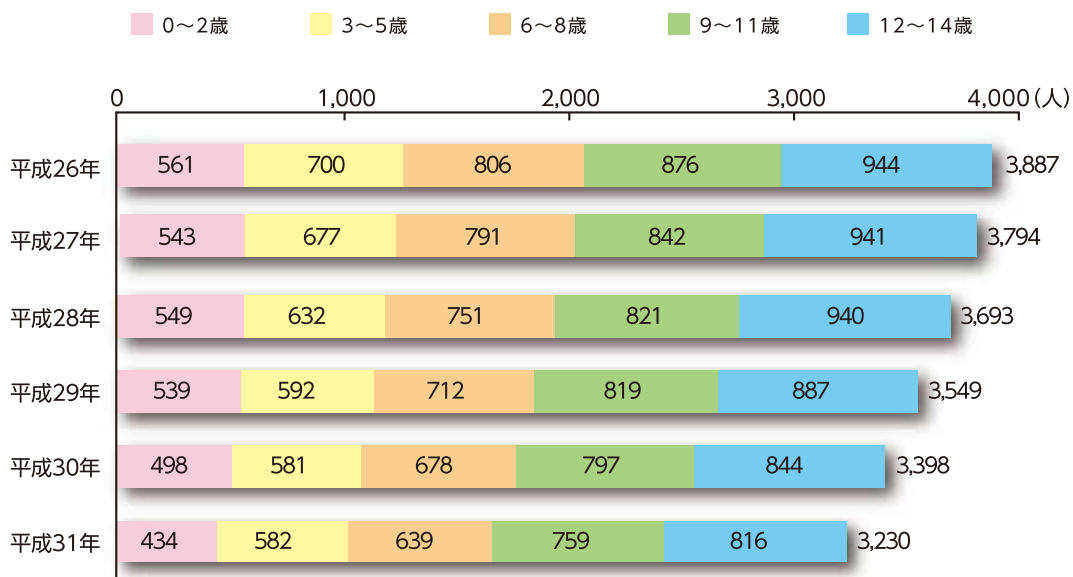
## 総人口と世帯数の推移



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

0～14歳の子どもの数は、平成26年には3,887人でしたが、平成31年は3,230人となっており、減少傾向となっています。

## 0～14歳の子どもの数の推移



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

# 教育・保育サービスの見込量と確保の方策

## 教育・保育サービスの認定区分

子ども・子育て支援制度では、子どもの年齢と保育の必要性に応じて、子ども・子育て支援法第19条に基づき1～3号の認定を行います。

区 分	概 要
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが3歳以上で教育を希望する場合 (認定こども園、幼稚園)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所+地域型保育)

### 1号認定・2号認定の計画値

(実人数、単位:人)

区 分		令和2年度	令和6年度
見 込 量	1号認定	160	130
	2号認定	340	300
	教育ニーズ(幼稚園)	40	30
	保育所・認定こども園	300	270
確 保 方 策	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	449	425
	1号認定	135	135
	2号認定	314	290
	確認を受けない幼稚園	280	280
	認可外保育施設	0	0

※2号認定に該当する人で、幼稚園を希望する場合は、2号認定に計上します。

### 3号認定の計画値

(実人数、単位:人)

区 分	0歳児		1・2歳児	
	令和2年度	令和6年度	令和2年度	令和6年度
見込量	40	40	160	140
確保方策	48	48	178	178
特定教育・保育施設	45	45	166	166
特定地域型保育	3	3	12	12
認可外保育施設	0	0	0	0

# 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策

事業名	内容		令和2年度	令和6年度
① 時間外保育事業	保育園・認定こども園に通う児童を対象に、延長保育を行う事業です。町内すべての保育園・認定こども園で実施しています。	見込量	190人	170人
		確保方策	220人 9か所	220人 8か所
② 子育て短期支援事業	保護者が、身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。	見込量	年間延べ10人	年間延べ10人
		確保方策	年間延べ10人 1か所	年間延べ10人 1か所
③ 地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する事業です。おおむね3歳未満の児童及びその保護者を対象としています。子育て支援センターが2か所、子育て支援室が1か所あります。	見込量	月あたり延べ510組	月あたり延べ460組
		確保方策	3か所	3か所
④ 一時預かり事業(預かり保育)	幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」です。	見込量	年間延べ11,250人	年間延べ8,750人
		確保方策	年間延べ12,000人	年間延べ12,000人
一時預かり事業(預かり保育以外の一時預かり、ファミリー・サポート・センター等)	0～5歳の児童うち上記の預かり保育のニーズを除き、冠婚葬祭などの社会的な理由やリフレッシュなどの私的な理由で利用する一時預かりです。	見込量	年間延べ1,940人	年間延べ1,940人
		確保方策	年間延べ3,140人	年間延べ2,964人
⑤ 病児・病後児保育事業等	病気の治療中や回復期の児童で、集団保育が困難な期間に一時的に預かる事業、またはファミリー・サポート・センター事業のうち病児や病後児の預かり、夜間や早朝の預かりをおこなう事業です。対象は0～5歳児の児童です。	見込量	年間延べ120人	年間延べ120人
		確保方策	年間延べ1,066人	年間延べ1,106人
⑥ 就学児童のファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児童の利用のみを対象としたものです。	見込量	年間延べ200人	年間延べ200人
		確保方策	年間延べ300人	年間延べ420人
⑦ 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	見込量	2か所	2か所
		確保方策	2か所	2か所
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。	見込量	130人	110人
		確保方策	130人	110人
⑨ 養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問により、養育に関する指導、助言等を行う事業です。	見込量	10人	10人
		確保方策	実施に向けて検討	
⑩ 妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に14回分の「妊婦健康診査受診票」をお渡しし、妊婦健康診査にかかる費用の一部を町が支払います。	見込量	年間延べ1,750回	年間延べ1,470回
		確保方策	年間延べ1,900回	年間延べ1,670回
⑪ 放課後児童健全育成事業(学童保育)	主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供して、健全育成を図る事業です。	見込量	284人	290人
		確保方策	310人	310人
⑫ 実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況に応じて、新制度未移行幼稚園における給食副食費に要する費用を助成します。	見込量	720人	720人
		確保方策	720人	720人

# 次世代育成支援に関する施策の推進

## 1. 地域における子育て支援の充実

### 取組の方向性

- 子育てに関する情報提供と相談活動の充実を図ります。
- 子育て世帯の交流と子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- 地域全体で、子どもと子育て世帯を支える意識の醸成に努めます。

### 具体的な取組

子育てに関する情報収集・提供・相談活動、子育て支援センター・子育て支援室、子育て世代包括支援センター、保育園・認定こども園・幼稚園の園庭開放、児童館、保育サービス、放課後児童クラブ(学童保育)、児童委員・主任児童委員活動、子ども会活動、放課後学習教室など

## 2. 母性と子どもに関する健康の増進

### 取組の方向性

- 母性及び子どもの健康の確保と増進に努めます。
- 保健、医療、福祉、教育など、分野間の連携を図ります。

### 具体的な取組

妊娠期からの継続的な相談支援、パパママ教室、乳児訪問(赤ちゃん訪問)、乳幼児健診、育児相談、訪問指導、事故予防(誤飲、転落・転倒、やけど等)、疾病予防と小児医療体制、子どもの心身の健康・保健対策、食育など

## 3. 子どもの成長を育む教育環境の整備

### 取組の方向性

- 子どもが個性豊かに、たくましく生きる力を伸ばします。
- 学校、家庭、地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育む社会をめざします。

### 具体的な取組

多様な体験活動、確かな学力の向上、世代間交流、学校施設の地域開放、学校・家庭・地域の連携、相談体制など

## 4. 子どもと子育てにやさしい環境の整備

### 取組の方向性

- 子育てを支援する生活環境の整備に努めます。
- 子どもの安全を確保する活動を進めます。

### 具体的な取組

公園や遊び場環境整備、子育てや子育て世帯にやさしい環境整備、防犯・交通安全、見守り活動など

## 5. 子どもや子育て家庭へのきめ細かい支援の充実

### 取組の方向性

- ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進します。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 障害のある子の適切な支援の充実を進めます。
- ひとり親家庭等の自立支援を進めます。
- 子どもの貧困対策について、総合的な取組を進めます。

### 具体的な取組

ワーク・ライフ・バランスの啓発、児童虐待防止対策、障害等のある子に対する支援と相談活動、ひとり親家庭等の支援、経済的支援・貧困対策の推進など

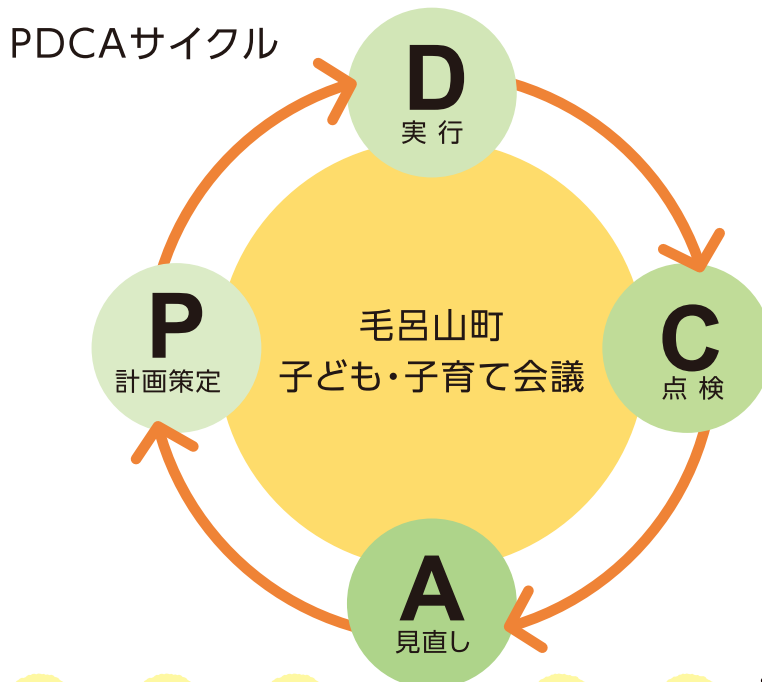
## 計画推進のために

### 取組方針

子育て支援は社会全体で取り組むという観点から、毛呂山町のすべての家庭や事業主、幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設、障害児支援等の専門機関、子育て支援活動をしている団体等が連携・協力して計画を推進していきます。

### 計画の進行管理

「毛呂山町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の実施状況の確認と検討を行います。Plan(計画策定)→Do(実行)→Check(点検)→Act(見直し)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。





発行：毛呂山町

編集：毛呂山町子ども課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL:049-295-2112(代表) FAX:049-295-0771